別表六(十七)の表中「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の⑫」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の⑩」）」に改め、同表を別表六(十六)とする。

別表六(十八)の表中「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の⑬」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の⑪」）」に改め、同表を別表六(十七)とする。

別表六(十九)の表中「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の⑭」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の⑫」）」に改め、同表の記載要領第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の11の２第２項(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)」を削り、同第11号中「(当該特定事業用機械等が平成31年４月１日前に取得又は製作若しくは建設をされたものである場合には、100億円)」を削り、「「差引改定取得価額」を「「差引改定取得価額」を「(80億円又は100億円)×$\frac{(8)-(9)}{\text{一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額}}$」」に改め、「「差引改定取得価額」を「80億円×$\frac{(8)-(9)}{\text{一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額}}$」」に改め、⑽を「⑽　$\frac{(8)-(9)}{\text{一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額}}$　⑽　又はその額」に改め、同表を別表六(十六)とする。

別表六(二十)の表中「調整前法人税額超過構成額（別表六（六）「７の⑮」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六（六）「７の⑬」）」に改め、同表を別表六(十九)とし、同表の次に次の１表を加える。